

平成25年度における徳島地方裁判所の  
裁判官の配置，事務分配，代理順序及び開廷日割

平成24年12月6日

裁判官会議決議

施行 平成25年1月1日

一部改正 平成25年1月10日

施行 平成25年1月16日

一部改正 平成25年3月6日

一部改正 平成25年3月14日

施行 平成25年3月25日

施行 平成25年4月1日

(目 次)

第1章 裁判官の配置

第1節 本庁及び支部 1

第2節 簡易裁判所 2

第2章 裁判事務の分配

第1節 本庁及び支部 2

第2節 簡易裁判所 10

第3節 除斥又は忌避に関する事件の分配 15

第4節 事件の配付方法等 15

第3章 代理順序

第1節 本庁及び支部 16

第2節 簡易裁判所 16

第4章 開廷日割 18

## 第1章 裁判官の配置

### 第1節 本庁及び支部

#### 第1 本庁

本庁に第1民事部、第2民事部及び刑事部を置き、各部に裁判官を次のとおり配置する。

##### 第1民事部

裁判長	判 事 (所長)	清 水 節
	判 事	秋 信 治 也
	判事補 (特例)	川 崎 博 司
(兼)	判事補	杉 山 文 洋

##### 第2民事部

裁判長	判 事 (部総括)	黒 田 豊
(兼)	判 事	秋 信 治 也
	判 事	千 賀 卓 郎
	判 事	入 江 克 明
(兼)	判事補 (特例)	川 崎 博 司
	判事補	中 原 隆 文

##### 刑事部

裁判長	判 事 (部総括)	吉 井 広 幸
	判 事	太 田 善 康
(兼)	判 事	千 賀 卓 郎
	判 事	入 江 恭 子
	判事補	杉 山 文 洋
(兼)	判事補	中 原 隆 文

#### 第2 支部

支部に次の裁判官を配置する。

阿南支部 (兼) 判事補 (特例) 川 崎 博 司 (支部長代理)

美馬支部 (兼) 判 事 秋 信 治 也 (支部長代理)

## 第2節 簡易裁判所

管内各簡易裁判所に裁判官を次のとおり配置する。

### 1 徳島簡易裁判所

司掌者	簡裁判事	清 水 節
	簡裁判事	坂 野 尚 孝
	簡裁判事	渡 部 秀 人
	(兼) 簡裁判事	薩 川 秀 行
	(兼) 簡裁判事	井 上 壽 志
	(兼) 簡裁判事	廣 田 秀 俊

### 2 鳴門簡易裁判所

(兼) 簡裁判事 薩 川 秀 行

### 3 阿南簡易裁判所

簡裁判事 井 上 壽 志

### 4 牟岐簡易裁判所

(兼) 簡裁判事 井 上 壽 志

### 5 美馬簡易裁判所

簡裁判事 廣 田 秀 俊

### 6 徳島池田簡易裁判所

(兼) 簡裁判事 廣 田 秀 俊

### 7 吉野川簡易裁判所

簡裁判事 薩 川 秀 行

## 第2章 裁判事務の分配

### 第1節 本庁及び支部

#### 第1 本庁民事事件

本庁民事事件のうち、第2民事部が合議体で処理した差戻事件は第1民事部に配付し、その余の民事事件は全部第2民事部に配付する。

第2民事部内での事件の分配は、以下のとおりとする。

## 1 訴訟事件

- (1) 民事通常訴訟事件、行政訴訟事件、手形・小切手訴訟事件、保全異議事件及び保全取消事件のうち、(2)の裁定合議事件を除く事件は、その種類ごとに、次の割合で第2民事部に配付する。

5分の1	判事	秋信治也
5分の1	判事	黒田豊
5分の2	判事	入江克明
5分の1	判事	千賀卓郎

- (2) 抗告事件、控訴事件及び(1)記載の事件のうち合議体で審理するのを相当とする事件は、黒田豊裁判官、入江克明裁判官、中原隆文裁判官で構成する合議体で処理する。

- (3) 地方自治法第242条の2第1項4号の規定による訴訟について損害賠償若しくは不当利得返還の請求を命ずる判決又は賠償の命令を命ずる判決が確定した場合における同法第242条の3第2項又は第243条の2第5項の規定による訴訟事件については、当該判決を言い渡した裁判官又は合議体で処理する。

## 2 差戻事件及び再審事件

- (1) 当該事件が合議事件である場合は合議体で処理する。  
(2) 当該事件が単独事件である場合

差戻事件については、原判決に関与した裁判官以外の前記1(1)記載の裁判官に順次配付し、再審事件については、原判決に関与した裁判官に配付する。

## 3 その他の事件

次のとおり分配する。

(1) 会社更生事件，人身保護事件，合議体で審理するのを相当とする破産，再生及び保全命令事件は，合議体で処理する。

(2) 破産事件（同時廃止事件及びその免責事件を除く。）

2分の1 判 事 入 江 克 明

2分の1 判事補（特例） 川 崎 博 司

(3) 破産事件のうち同時廃止事件及びその免責事件

1 2分の2 判 事 吉 井 広 幸

1 2分の2 判 事 入 江 恭 子

1 2分の3 判事補（特例） 川 崎 博 司

1 2分の2 判事補 杉 山 文 洋

1 2分の3 判事補 中 原 隆 文

(4) 再生事件，承認援助事件，給与所得者等再生事件及び小規模個人再生事件

2分の1 判 事 黒 田 豊

2分の1 判 事 入 江 克 明

(5) 強制執行事件及び担保権実行事件

2分の1 判 事 黒 田 豊

2分の1 判事補（特例） 川 崎 博 司

(6) 債権執行事件

5分の3 判 事 秋 信 治 也

5分の2 判 事 入 江 克 明

(7) 借地非訟事件，その他の非訟事件，罹災都市借地借家臨時処理事件，過料事件，調停事件（職権調停事件を除く。），特定調停事件

全 部 判事補（特例） 川 崎 博 司

(8) 保全命令事件

ア 口頭弁論又は審尋を要しない事件

全 部 判 事 千 賀 卓 郎

イ 口頭弁論又は審尋を要する事件

4分の1 判 事 秋 信 治 也

4分の1 判 事 黒 田 豊

4分の1 判 事 入 江 克 明

4分の1 判 事 千 賀 卓 郎

ただし、地方自治法第242条の2第1項4号の規定による訴訟について損害賠償若しくは不当利得返還の請求を命ずる判決又は賠償の命令を命ずる判決が確定した場合における同法第242条の3第2項又は第243条の2第5項の規定による訴訟を本案とする事件は、当該判決を言い渡した裁判官又は合議体で処理する。

(9) 配偶者暴力に関する保護命令事件

3分の1 判 事 黒 田 豊

3分の1 判 事 入 江 克 明

3分の1 判 事 千 賀 卓 郎

(10) 労働審判事件

3分の1 判 事 黒 田 豊

3分の1 判 事 入 江 克 明

3分の1 判 事 千 賀 卓 郎

(11) 財産開示事件

全 部 判 事 黒 田 豊

(12) 仲裁関係事件

全 部 判 事 補 (特 例) 川 崎 博 司

(13) 起訴前の証拠保全事件、共助事件、その他の民事雑事件

全 部 判 事 補 中 原 隆 文

## 第2 本庁刑事事件

### 1 公判請求事件及び起訴強制事件

全部刑事部に配付する。

(1) 法定及び裁定合議事件は吉井広幸裁判官，入江恭子裁判官，杉山文洋裁判官で構成する合議体で処理する。

(2) 単独事件

5分の2 判事 吉井広幸

5分の3 判事 入江恭子

### 2 差戻事件及び再審事件

全部刑事部に配付する。

(1) 当該事件が合議事件の場合は，原則として前記1記載の合議体で処理する。ただし，原判決に関与した裁判官は除くものとする。

(2) 当該事件が単独事件の場合は，原判決に関与した裁判官以外の裁判官（吉井広幸裁判官又は入江恭子裁判官）に配付する。

### 3 令状その他勾留に関する事件及び準抗告事件

次のとおり分配する。

(1) 起訴前の令状（勾留に代わる観護措置を含む。）請求事件及び勾留中等求令状事件

ア 勤務時間中に処理すべきもの

(7) 当該事件が勾留（勾留中等求令状を含む。），勾留延長及び接見禁止等請求事件で，かつ，法定合議事件又は合議体で審理することが予想される事件の場合

5分の2 判事 千賀卓郎

5分の3 判事補 中原隆文

(4) 当該事件がその他の事件の場合

全部 判事補 杉山文洋



イ 勤務時間外に処理すべきもの

別途定めるところにより、所長を除く全裁判官が処理する。

(2) 起訴後第1回公判期日前の勾留に関する処分

ア 当該事件が法定合議事件又は合議体で審理することが予想される事件の場合

5分の2 判事 千賀卓郎

5分の3 判事補 中原隆文

ただし、保釈請求事件については、全部千賀卓郎裁判官に配付する。

イ 当該事件がその他の事件の場合

全部 判事補 杉山文洋

(3) 刑事訴訟法第429条の準抗告事件

ア 起訴前の処分に対するもの

(7) 当該事件が法定合議事件の場合、起訴後に合議体で審理することが予想される場合及び処分をした裁判官が吉井広幸裁判官、入江恭子裁判官又は杉山文洋裁判官である場合

全部 第2民事部

(1) 当該事件が上記に掲げる事件以外の場合

全部 刑事部

ただし、当該事件の配付を受けるべき裁判官を除くものとする。

イ 起訴後第1回公判期日前の処分に対するもの

(7) 当該事件が合議事件の場合又は合議体で審理することが予想される場合

全部 第2民事部

(1) 当該事件が合議事件以外の場合

全部 刑事部

ただし、当該事件が本庁単独事件の場合には、当該事件の配付を

受けた裁判官を除くものとする。

(4) 勾留理由開示請求

ア 起訴前においては勾留裁判官，同裁判官に差支えがあるときは，刑事部所属の裁判官に配付する。

イ 起訴後においては上記(2)の例により処理する。

(5) 刑事訴訟法第430条の準抗告事件

全 部 判事補 杉 山 文 洋

(6) 被疑者国選弁護人選任事件及びこれに関する事件は，別途定めるところにより，所長を除く全裁判官が処理する。

4 裁判員に関する事件

(1) 対象事件からの除外（法3条1項）

全 部 第2民事部

(2) 理由あり不選任請求却下決定に対する異議申立て（法35条1項）

全 部 第2民事部

(3) 請求による解任（法41条2項，地方裁判所が判断する場合）

全 部 第2民事部

(4) 解任請求却下に対する異議申立て（法42条1項）

全 部 第2民事部

(5) 請求による選任予定裁判員の選定取消却下決定に対する異議申立て（法94条1項）

全 部 第2民事部

5 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受の原記録の保管事務

(1) 阿南支部及び美馬支部における犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受の原記録の保管事務は，本庁において取り扱う。

(2) 傍受の原記録の保管事務は，吉井広幸裁判官が処理する。

6 刑事補償請求事件，費用補償請求事件及び訴訟費用免除申立事件  
当該判決をした合議体又は裁判官に配付する。

7 共助事件，証人尋問請求事件，証拠保全請求事件，その他の雑事件  
全 部 判事補 杉 山 文 洋

8 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく事件

(1) 処遇事件（法第3条第1項）及び競合する処分の調整申立事件（法第76条第1項，第2項）は，各2分の1の割合で吉井広幸裁判官，入江恭子裁判官に配付する。なお，処遇裁判所を構成する精神保健審判員の任命については，別途定めるところによる。

(2) 公訴を提起しない処分を受けた対象者に係る対象行為の存否についての審理（法第41条第1項）は，処遇裁判所を構成する裁判官を加えた刑事部合議体に配付する。

(3) 抗告審，再抗告審において，地方裁判所の決定が取り消されて差し戻された場合（法第68条第2項本文，第71条第2項後段）は，原決定に関与した裁判官以外の裁判官（吉井広幸裁判官又は入江恭子裁判官）に配付する。なお，処遇裁判所を構成する精神保健審判員の任命については，別途定めるところによる。

差し戻しに係る事件が対象行為の存否について合議体で審理されたものであるときは，対象行為の存否についての審理は原決定に関与した裁判官を除く刑事部合議体に配付する。

(4) 鑑定入院命令（法第34条第1項前段，第60条第1項前段）に係る手続及び連戻状請求事件（法99条5項，6項）

ア 勤務時間中に処理すべきもの

全 部 判事補 杉 山 文 洋

イ 勤務時間外に処理すべきもの

別途定めるところにより、所長及び簡易裁判所判事を除く全裁判官が処理する。

(5) 裁判官の処分に対する不服申立て（法第72条第1項）

全部刑事部に配付する。

ただし、原処分に関与した裁判官を除く。

(6) 裁判所の処分に対する異議（法第73条第1項）

全部刑事部に配付する。

ただし、処遇裁判所を構成する裁判官を除く。

9 検察審査会の起訴議決にかかる事件について検察官の職務を行う弁護士  
の指定

全部 判事補 杉山文洋

第3 判事補杉山文洋及び同中原隆文への事件の配付

前記の定めにかかわらず、当分の間、民事部総括裁判官、刑事部総括裁判官の指定する事件を配付する。

第4 支部事件

1 阿南支部

全部 判事補（特例） 川崎博司

2 美馬支部

全部 判事 秋信治也

3 支部取扱事務の範囲の変更

阿南支部及び美馬支部における地方自治法第242条の3第2項の規定による訴訟、これを本案とする民事保全事件、労働審判事件、不動産に対する強制執行事件、不動産に対する担保権実行事件に関する法律に基づく事件に関する事務は本庁において取り扱う。

第2節 簡易裁判所

第1 徳島簡易裁判所

## 1 民事事件

次のとおり分配する。

### (1) 通常訴訟事件，手形・小切手訴訟事件

2分の1 簡裁判事 坂野尚孝

2分の1 簡裁判事 渡部秀人

### (2) 少額訴訟事件

全部 簡裁判事 薩川秀行

### (3) 調停事件，特定調停事件

2分の1 簡裁判事 井上壽志

2分の1 簡裁判事 廣田秀俊

### (4) 保全事件

2分の1 簡裁判事 坂野尚孝

2分の1 簡裁判事 渡部秀人

### (5) その他の事件

全部 簡裁判事 薩川秀行

## 2 刑事事件

### (1) 公判請求事件，略式命令に対する正式裁判申立事件及び刑事訴訟法第463条により通常の審判をする事件

2分の1 簡裁判事 坂野尚孝

2分の1 簡裁判事 渡部秀人

### (2) 道路交通 法違反即日処理事件及び交通事件即決裁判手続 請求事件

全部 簡裁判事 薩川秀行

### (3) 略式命令請求事件 ((2)の事件を除く。)

2分の1 簡裁判事 井上壽志

(第2，第4の週の火曜日，

第1, 第3, 第5の週の金曜日)

2分の1 簡裁判事

廣田秀俊

(第1, 第3, 第5の週の火曜日, 第2, 第4の週の金曜日)

ただし, 身柄付きで起訴された事件その他急を要する事件については, 月曜日は渡部秀人裁判官が, 水曜日は薩川秀行裁判官が, 木曜日は坂野尚孝裁判官が処理する。

(4) 勤務時間中に処理すべき令状その他勾留に関する事件 ((6)の事件を除く。)

月曜日

簡裁判事

渡部秀人

火曜日

簡裁判事

井上壽志

(第2, 第4の週)

簡裁判事

廣田秀俊

(第1, 第3, 第5の週)

水曜日

簡裁判事

薩川秀行

木曜日

簡裁判事

坂野尚孝

金曜日

簡裁判事

井上壽志

(第1, 第3, 第5の週)

簡裁判事

廣田秀俊

(第2, 第4の週)

(5) 勤務時間外に処理すべき令状その他勾留に関する事件

別途定めるところにより, 徳島簡易裁判所所属の簡易裁判所判事が処理する。

(6) 勾留理由開示請求

ア 起訴前

勾留をした裁判官。

ただし、勾留をした裁判官が井上壽志裁判官，廣田秀俊裁判官の場合には，開示期日等の関係で差支えがあるときは，坂野尚孝裁判官，渡部秀人裁判官，薩川秀行裁判官の順に配付する。なお差支えがあるときは，刑事部所属の裁判官に配付する。

イ 起訴後第1回公判期日前

2分の1 簡裁判事 坂野尚孝

2分の1 簡裁判事 渡部秀人

(7) 刑事補償請求事件，費用補償請求事件及び訴訟費用免除申立事件  
当該判決をした裁判官

(8) 上記(1)ないし(7)を除く全事件

2分の1 簡裁判事 坂野尚孝

2分の1 簡裁判事 渡部秀人

(9) 被疑者国選弁護人選任事件及びこれに関する事件は，別途定めるところにより，簡易裁判所判事が処理する。

第2 鳴門簡易裁判所

1 2の事件を除く全部の事件

簡裁判事 薩川秀行

2 略式命令に対する正式裁判申立事件及び刑事訴訟法第463条により  
通常の審判をする事件

簡裁判事 坂野尚孝

第3 阿南簡易裁判所

1 2の事件を除く全部の事件

簡裁判事 井上壽志

2 略式命令に対する正式裁判申立事件及び刑事訴訟法第463条により

通常の審判をする事件

簡裁判事 渡部 秀人

第4 牟岐簡易裁判所

1 2の事件を除く全部の事件

簡裁判事 井上 壽志

2 略式命令に対する正式裁判申立事件及び刑事訴訟法第463条により

通常の審判をする事件

簡裁判事 渡部 秀人

第5 美馬簡易裁判所

1 2の事件を除く全部の事件

簡裁判事 廣田 秀俊

2 略式命令に対する正式裁判申立事件及び刑事訴訟法第463条により

通常の審判をする事件

簡裁判事 薩川 秀行

第6 徳島池田簡易裁判所

1 2の事件を除く全部の事件

簡裁判事 廣田 秀俊

2 略式命令に対する正式裁判申立事件及び刑事訴訟法第463条により

通常の審判をする事件

簡裁判事 薩川 秀行

第7 吉野川簡易裁判所

1 2の事件を除く全部の事件

簡裁判事 薩川 秀行

2 略式命令に対する正式裁判申立事件及び刑事訴訟法第463条により

通常の審判をする事件

簡裁判事 廣田 秀俊



## 第8 簡易裁判所の差戻事件及び再審事件の分配

- 1 民事事件については、再審事件は原判決をした裁判官，差戻事件は原判決をした裁判官を除く他の裁判官に配付する。
- 2 刑事事件については、差戻事件及び再審事件とも，原判決をした裁判官を除く他の裁判官に配付する。

## 第3節 除斥又は忌避に関する事件の分配

- 1 本庁の合議体を構成する裁判官に対するもの  
第1民事部の構成員に対するものは第2民事部に配付し，第2民事部及び刑事部の構成員に対するものは第1民事部に配付する。
- 2 本庁，支部又は簡易裁判所の裁判官に対するもの及び本庁又は支部に所属する裁判官以外の裁判所職員に対するもの  
民事事件について申し立てられたものは第2民事部に配付し，刑事事件について申し立てられたものは刑事部に配付する。
- 3 簡易裁判所に所属する裁判官以外の裁判所職員に対するもの  
当該職員の所属する簡易裁判所において処理する。
- 4 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第10条による裁判官，精神保健審判員又は裁判所書記官に対するもの  
刑事部に配付する。

## 第4節 事件の配付方法等

- 1 歩合をもって事件の分配を定めたものについては，受付番号に従い順次これを配付する。ただし，民事訴訟事件については，当事者の合計数が10人を超えるごとに1件を加算した件数として調整する。
- 2 本庁の単独事件の配付替え  
関連する事件その他他の裁判官において処理するのを相当とする事件については，関係する裁判官の協議によってこれを他の裁判官に移すこと

ができる。この場合は、配付替えした事件の数に応じ、関係する裁判官に対する分配を調整する。

一旦単独係に配付された事件について、合議相当として配付替えする場合も同様とする。

### 第3章 代理順序

#### 第1節 本庁及び支部

##### 第1 司法行政事務の代理

- 1 所長に差支えがあるときは、黒田豊裁判官、吉井広幸裁判官が順次代理し、なお差支えがあるときは、あらかじめ所長の指名する裁判官が代理する。
- 2 部の事務の総括者に差支えがあるときは、それぞれ、当該部の特例判事補以上の裁判官が第1章第1節第1記載の配置順序に従って順次代理し、なお差支えがあるときは、所長の指名する裁判官が代理する。
- 3 支部長代理に差支えがあるときは、次の者が代理し、なお差支えがあるときは、所長の指名する裁判官が代理する。

阿南支部	判 事	入 江 克 明
美馬支部	判 事	千 賀 卓 郎

##### 第2 裁判事務の代理

- 1 裁判長に差支えがあるときの代理順序は第1の2の例による。
- 2 支部の事件を処理する裁判官に差支えがあるときの代理順序は第1の3の例による。
- 3 裁判長以外の裁判官に差支えがあるときは、当該裁判官が属する部の裁判官が適宜代理し（その順序は当該部で定める。）、なお差支えがあるときは、所長の指名する裁判官が代理する。

#### 第2節 簡易裁判所

##### 第1 徳島簡易裁判所

## 1 司法行政事務の代理

司法行政事務の掌理者に差支えがあるときは、坂野尚孝裁判官が代理し、なお差支えがあるときは、所長の指名する裁判官が代理する。

## 2 裁判事務の代理

### (1) 民事事件

#### ア 通常訴訟事件，手形・小切手訴訟事件，少額訴訟事件

坂野尚孝裁判官に差支えがあるときは、渡部秀人裁判官，薩川秀行裁判官の順で代理し、渡部秀人裁判官に差支えがあるときは、坂野尚孝裁判官，薩川秀行裁判官の順で代理する。薩川秀行裁判官に差支えがあるときは、渡部秀人裁判官，坂野尚孝裁判官の順で代理する。

#### イ 調停事件，特定調停事件，保全事件

各担当の裁判官に差支えがあるときは、同事件担当の裁判官が相互に代理し、なお差支えがあるときは、所長の指名する裁判官が代理する。

#### ウ その他の事件

薩川秀行裁判官に差支えがあるときは、渡部秀人裁判官，坂野尚孝裁判官の順で代理する。

### (2) 刑事事件

#### ア 公判請求事件，略式命令に対する正式裁判申立事件及び刑事訴訟法第463条により通常の審判をする事件

各担当の裁判官に差支えがあるときは、同事件担当の裁判官が相互に代理し、なお差支えがあるときは、所長の指名する裁判官が代理する。

#### イ 道路交通法違反即日処理事件及び交通事件即決裁判手続請求事件

薩川秀行裁判官に差支えがあるときは、坂野尚孝裁判官，渡部秀人裁判官の順で代理し、なお差支えがあるときは、所長の指名する裁判

官が代理する。

ウ 略式命令請求事件（イの事件を除く。）

各担当の裁判官に差支えがあるときは、坂野尚孝裁判官，渡部秀人裁判官が相互に代理し，なお差支えがあるときは，所長の指名する裁判官が代理する。

エ その他の事件

各担当の裁判官に差支えがあるときは，同事件担当の裁判官が相互に代理し，なお差支えがあるときは，所長の指名する裁判官が代理する。

第2 その他の簡易裁判所

司法行政事務及び裁判事務について，以下の裁判官が順次代理し，これによることができないときは，所長の指名する裁判官が代理する。

1	鳴門簡易裁判所	簡裁判事	坂野尚孝
2	阿南簡易裁判所	簡裁判事	川崎博司
		簡裁判事	渡部秀人
3	牟岐簡易裁判所	簡裁判事	渡部秀人
4	美馬簡易裁判所	簡裁判事	秋信治也
		簡裁判事	薩川秀行
5	徳島池田簡易裁判所	簡裁判事	薩川秀行
6	吉野川簡易裁判所	簡裁判事	廣田秀俊

第4章 開廷日割

下記のとおりとする。

ただし，必要があるときは，臨時に開廷することができる。

記

本庁及び徳島簡易裁判所 別紙のとおり

阿南支部 月曜日 火曜日 金曜日

美馬支部	火曜日 金曜日
阿南簡易裁判所	水曜日 木曜日
美馬簡易裁判所	月曜日 木曜日
吉野川簡易裁判所	月曜日
鳴門簡易裁判所	火曜日
牟岐簡易裁判所	第1, 第3, 第5週の火曜日
徳島池田簡易裁判所	水曜日

#### 附 則

この決議は、平成25年1月1日から施行する。

この決議は、平成25年1月16日から施行する。

この決議は、平成25年3月25日から施行する。

この決議は、平成25年4月1日から施行する。

(別紙)

徳島地方裁判所・徳島簡易裁判所開廷日割(平成25年4月1日以降)

	月	火	水	木	金
1 2 号	簡 民		簡 民	簡 民	少 額
	坂 野		坂 野 渡 部	渡 部	薩 川
3 号	簡 民	簡 刑	簡 民	簡 民	少 額(通常)
	坂 野	坂 野 渡 部	坂 野 渡 部	渡 部	薩 川
4 号	民 単		民 単	民 単	(家 裁)
	千 賀		入 江(克)	入 江(克)	千 賀
5 号					
6 号	刑 単		刑 単	(家 裁)	刑 単
	入 江(恭)		入 江(恭)	太 田	入 江(恭)
7 号	民合 (一) 清水 秋信 川崎 杉山	民合 (二) 黒田 入江 (克) 中原	民 単 黒 田	民 単 秋 信	民 合(二) 黒入 田 中 江(克) 原
	刑 単	刑 合	刑合	刑 単	刑 合
8 号	吉 井	吉 井 入 江(恭) 山	吉 井 入 江(恭) 杉山	吉 井	吉 井
		吉入 杉	吉入 杉	吉入 杉	吉入 杉
道交				薩 川	
令略	渡 部	廣 田(1, 3, 5) 井 上(2, 4)	薩 川	坂 野	井 上(1, 3, 5) 廣 田(2, 4)
調停		廣 田(1, 3, 5) 井 上(2, 4)			井 上(1, 3, 5) 廣 田(2, 4)

\* 「民合(一)」は隔週の開廷, 水曜日の「刑合」は随時開廷とする。

管内支部・簡裁開廷日割

	月		火		水		木		金	
管内	阿	南	阿南	美馬					阿南	美馬
支部	川	崎	川崎	秋信					川崎	秋信
管内	吉野川	美馬	鳴門	牟岐	阿南	池田	阿南	美馬		
簡裁	薩川	廣田	薩川	井上	井上	廣田	井上	廣田		

注1 牟岐の開廷日は、第1、第3、第5週の火曜日とする。